



連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

第247回

「防衛特別法人税」が導入されました

●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】出張ついでに大阪万博へ行く機会がありました！ バビリオンは当日ということもあり入れませんでした。ミャクミャクくじを引いて話題の大屋根リングを歩きビールを飲むだけで、上手く言い表せないのですが、とても満足できました。万博の空気感は特別ですね。

部長 ううむ。本当にやるんだ…。

E子 部長、眉間にしわを寄せてどうしたのでしょうか？

部長 国税庁のチラシを見ていたのさ。「防衛特別法人税が創設されました」というものだ。

E子 初めて聞く名前ですね。

部長 令和7年税制改正、つまりこの春の税制改正で決まった税だから、知らなかったとしても仕方ない。

E子 その名のとおり、国防のために使うための税金ということですね。

部長 そのとおりだ。近年の国際情勢を見ると、今の日本の防衛力で大丈夫か不安なところがあるかもしれない。

E子 安心して暮らしていくためには必要なことかもしれないね。

部長 「水と安全はタダ」と言われてきたが、水も最近では水道管が破裂したりして、メンテナンスのために水道代の値上げが必要だ、と言われている。私の小さなころは水をお店で買うなん

て考えられなかったのだが。

E子 今までの日本では当たり前のようにあったことですが、世界に目を向けると実は当たり前ではないという。まさにそれを実感させられますね。

部長 この税金だが防衛特別「法人税」という名のとおり、法人にかかる。

E子 この税金はどのように計算すればよいのでしょうか。

部長 基本的には通常の法人税をまず計算していくのだが、その流れで「基準法人税額」を基本に考えていく。

E子 「基準法人税額」とはどのような税額なのでしょうか？

部長 通常の法人税計算の流れで、主に「所得税額控除」と「外国税額控除」適用前の税額、と押さえておけばよい。E子 他にも適用する前の控除等があるということですね。

部長 そうだ。会社によっては気を付けないといけないものもあるから、実際に計算する際に今一度確認するとい